

「無料低額診療事業」について ～医療費のことでお困りの方はお気軽にご相談くださいませ～

和歌山中央医療生活協同組合が運営する病院・診療所は、社会福祉法第2条第3項の規定にもとづき、医療費支払いが困難な方に医療費減免を行っています。

この制度の趣旨と内容は、生計困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、無料または低額な料金で治療を受けていただくことです。

和歌山中央医療生活協同組合が運営する病院・診療所に受診される方のうち

下記の条項に該当しかつ申請された方が適用となります。

1. 世帯収入が当法人の診療費減免に関する基準を満たす方で、医療費の支払いが困難な方を対象としています。
2. 該当する世帯の所得状況を証明できる書類(源泉徴収票・課税証明書・給与明細票等)を提出できる方を対象とします。

申請された病院・診療所の診療費に対し、保険分自己負担額を減額または免除します。

その対象は、各医療保険の自己負担限度額(限度額適用認定証額等)までとなります。なお、標準負担額(入院食事代)や院外処方箋による調剤薬局での負担金は対象となりません。

この制度を希望される方は、各病院・診療所の相談室または担当窓口までお申し出ください。

医療費の公費負担制度の活用についてもご相談に応じます。

●社会福祉法第2条第3項にもとづく医療機関		TEL
和歌山生協病院	和歌山市有本143-1	073-471-7711
和歌山生協病院 附属診療所	和歌山市有本141-1	073-471-8171
生協こども診療所	和歌山市有本144-17	073-476-4455
生協芦原診療所	和歌山市雄松町2丁目55	073-423-4349
河西診療所	和歌山市平井66-1	073-451-6177